

「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出手続き （入力）

はじめに

- ◆新制度の給付奨学金採用者は、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて定期的に在籍状況や生計維持者等を報告する必要があります。
- ◆休学中や支援対象外などにより給付奨学金の支給が止まっている方、転学奨学金継続手続き中の方も含む給付奨学生全員が必ず定められた期間内に提出（入力）する必要があります。
- ◆未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、給付奨学金の支給が止まります。
- ◆届け出る事項に虚偽があった場合は、支給された給付奨学金の100分の140を一括で返金しなければならない場合があります。

手続きの流れ

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）に事前登録

「在籍報告」はスカラPSを経由して提出（入力）します。

未登録の方は必ず事前に登録してください。（[6ページ目](#)「関連ページ」参照）

※登録には奨学生番号や奨学金振込口座番号等が必要です。

奨学生番号は奨学生証等で確認してください。不明な場合は学校に問合せてください。

奨学金を申込みサイト（スカラネット）とは違うサイトです。新規登録してください。



（2）「在籍報告」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、[本機構ホームページ記載の「入力時の](#)

[注意事項](#)を確認し、2ページ目からの「入力準備用紙」を作成してください。

（[6ページ目](#)「関連ページ」参照）

（3）スカラPSより「在籍報告」を提出（入力）

提出（入力）期間	令和6年5月7日（火）～5月26日（日） ※土日祝日も提出（入力）できます。
入力時間	8:00～25:00



必ず提出（入力）期間内に入力してください。

※提出（入力）期間内であれば訂正が可能です。早めに入力し誤入力がないか確認してください。

翌月以降に提出（入力）することもできますが、振込みが止まっていた期間（月数）は支給予定だった総月数から減じられる場合があります。

【推奨環境】※推奨環境を満たしていない端末では提出（入力）はサポートされておりません。

インターネット環境や推奨環境を満たす端末が利用できない場合は、早めに学校に相談してください。

・OS（オペレーティング・システム）：Windows 10、Windows 11、iOS 13以上、iPadOS 13以上、AndroidOS 8.0以上

・ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）：Microsoft Edge、Mobile Safari、Android版Google Chrome

※iOS・iPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。

※OS：Mac OS、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下は未確認のため動作保証していません。

※サポートされていない環境で入力している場合、「識別番号が違います」というエラーが出ることがあります。

（4）【該当者のみ】必要な証明書類等を学校に提出

届出内容によっては証明書類等の提出が必要です。

証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

（[6ページ目](#)「書類の提出について（該当者のみ）」参照）

『在籍報告（兼通学形態変更届）』入力準備用紙

「在籍報告（兼通学形態変更届）」を提出（入力）する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 7 画面

A - 在籍報告（兼通学形態変更届）提出について

「在籍報告（兼通学形態変更届）」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在籍していること等を確認するための大切な届出です。本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

B - 誓約欄

給付奨学生の在籍報告（兼通学形態変更届）提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日 氏名（**全角カナ**） 姓（15文字以内） 名（15文字以内）

入力当日の日付（半角数字）を西暦で正しく入力してください。

生年月日（西暦） 年 月 日

正しく生年月日（半角数字）を入力してもエラーになる場合は、学校に確認してください。

2 / 7 画面

C - あなたの個人情報

★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。

- 第一種奨学金を併給している場合は、第一種貸与明細も表示されます。
- 休停止中の場合は、休停止になる直前に支給されていた支給月額が表示されます。

【同意事項】

給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額は政令の規定に基づき調整されるため、既に振り込まれた第一種奨学金が調整後の金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することに同意します。

☐ 同意します

内容を確認してください。「同意します」にチェックを入れないと次の画面に進めません。

D - 在籍状況の確認

あなたは〇〇大学（短期大学・専修学校・高等専門学校）に在籍していますか。

- ☐ 在籍しています ☐ 在籍しています（休学しています） ☐ 在籍していません

転学奨学金継続手続き中の方は、転学及び編入学前の学校の情報が表示されますが、「在籍しています」を選択し、提出（入力）を進めてください。

あなたは高等教育の修学支援新制度における「授業料減免」を希望しますか。

- ☐ 希望します ☐ 希望しません

2024年5月以前から休学している（する予定である）場合のみ「在籍しています（休学しています）」を選択してください。振込みが止まります。

E - あなたの国籍情報

★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。

（表示される内容） あなたの国籍、在留資格、在留期間（満了日）、永住（就労）意思

国籍、在留資格等に変更はありますか。

変更がある場合や在留期間（満了日）が到来している場合は

「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択（入力）してください。

- ☐ はい ☐ いいえ

国籍を「日本国以外」に変更、在留資格を変更、在留期間を更新（延長）した場合は、[6ページ目](#)「書類の提出について（該当者のみ）」を参照してください。

3 / 7 画面

F - 他の給付金受給状況

他の給付金（国費）の受給状況に変更はありますか。

（「他の給付金（国費）」とは、下記の5つのことを指します。ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、下記の5つに該当するものがないか必ず確認してください。）

本機構の給付奨学金は「他の給付金」には該当しません。

→ 受給していないと登録されている方には、以下の問いが表示されます。

☐ 受給状況に変更ありません

☐ 受給状況に変更があります（現在、受給している） 受給開始年月日 西暦 年 月 日

<他の給付金（国費）>

該当する給付金を複数受給中の場合は、最も早く受給を開始したものについて 入力してください。

- 教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- 訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- 高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- 職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

→ 受給していると登録されている方には、以下の問いが表示されます。

☐ 受給状況に変更ありません

☐ 受給状況に変更があります（現在、受給していない）

他の給付金（国費）の受給が終了し、本機構の給付奨学金の支給を再開するためには別途届出が必要です。

- 他の給付金（国費）と本機構の給付奨学金の併給はできません。申告漏れや受給開始年月日が遡及する場合は、その間に振込まれた給付奨学金は返金が必要です。
- 「受給状況に変更があります（現在、受給している）」を選択すると「受給開始年月日」欄が入力できます。入力した受給開始年月日に基づいて給付月額を0円とします。なお、第一種奨学金を併給している場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます（給付奨学金が「休止」中及び支援区分外・成績による「停止」中の期間を除く）。

G - あなたの住所情報

★登録済みのあなたの住所情報が表示されますので、確認してください。

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。(表示される内容) あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号
現住所、電話番号に変更はありますか。

変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください。

☐ はい ☐ いいえ

現住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

4 / 7 画面

H - 家族情報

★登録済みの生計維持者の情報が表示されますので、確認してください。

改姓のみの場合は「人物の変更はありません」を選択してください。

人物の変更がなく、現住所、姓、生年月日以外の訂正が必要な場合は、**在籍報告では訂正できません。**「人物の変更はありません」を選択して、在籍報告提出(入力)完了後に学校に申し出てください。
例) 名、カナ氏名(姓の変更を除く)、続柄等



「人物の変更があります」を選択する場合、「生計維持者」の定義を「入力時の注意事項」から十分に確認してください。
不明点があれば学校に申し出てください。

1. 生計維持者①に変更がありましたか。

☐ 人物の変更はありません ☐ 人物の変更があります (再婚等による人物の追加・変更) ☐ 人物の変更があります (死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

「はい」を選択すると、漢字氏名及びカナ氏名の「姓」の欄のみ入力できます。「名」の変更が必要な場合は学校へ申し出て下さい。

生年月日の訂正がありますか ☐ はい ☐ いいえ

「生計維持者情報①(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

「生計維持者情報①(変更後)」欄に以下を入力してください。
(入力項目)
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

生活保護受給は正確に入力してください。
誤入力の場合、支援区分見直しが遅くなり、給付奨学金が止まることがあります。

2. 生計維持者①のその他確認事項を入力してください。

(1)生計維持者①は2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

(2)生計維持者①は2024年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

3. 生計維持者②に変更がありましたか。

☐ 人物の変更はありません ☐ 人物の変更があります (再婚等による人物の追加・変更) ☐ 人物の変更があります (死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

「はい」を選択すると、漢字氏名及びカナ氏名の「姓」の欄のみ入力できます。「名」の変更が必要な場合は学校へ申し出て下さい。

生年月日の訂正がありますか ☐ はい ☐ いいえ

「生計維持者情報②(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

入力の仕方は生計維持者①と同様です。

4. 生計維持者②のその他確認事項を入力してください。

(1)生計維持者②は2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

(2)生計維持者②は2024年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

4月の在籍報告において報告された生計維持者の情報は、**2024年10月の支援区分の確認(見直し)に適用されます。**

生計維持者を変更した場合、その変更内容によって追加表示される設問が異なります。

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- ☐ 父又は母と死別した。
 - ☐ 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。

「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
 - ☐ 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 - ☐ わたし（本人）が生計維持者としていない父母のいずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
- 必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類（以下の表参照）の提出を学校を通じて後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

- ☐ 両親（父母）と死別した。
 - ☐ 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 - ☐ わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。
（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
 - ☐ わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的な支援を受けている。
- 必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類（以下の表参照）の提出を学校を通じて後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

事 象	証 明 書 類（例）
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上 記 の 書 類 を 提 出 で き な い 場 合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

独立生計者（あなたが生計維持者）の場合

生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- ☐ 両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
 - ☐ 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
 - ☐ わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
 - ☐ 「社会的養護を必要とする人」に該当するため。またはわたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合は、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 申告いただいた内容について、学校を通じて後日確認する場合があります。上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

生計維持者が扶養している「子ども」の情報

2023年12月31日時点で、あなた（奨学生本人）の生計維持者が扶養している「子ども」の数（あなたが生計維持者に扶養されている場合はあなたを含む）を入力してください。

※以下の両方の条件を満たす親族の人数を入力してください。

- 1. 生計維持者がその者を2023年分の扶養親族として税制上の申告をしていること
 - 2. その者を扶養している生計維持者より年長でないこと及び生計維持者の尊属でないこと
- 扶養する「子ども」の人数の合計 人

画面に表示される「参考：扶養親族の範囲の説明」のリンクも開いて内容を確認してください。

I – 資産情報

1. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が一人の場合は1,250万円未満）ですか。

- ☐ はい ☐ いいえ 「いいえ」を選択した場合、又は資産の合計額が基準を超える場合は、
支援対象外となり、10月から来年9月まで給付奨学金の支給が停止されます。

2. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ記入してください。

あなた		万円
生計維持者①		万円
生計維持者②		万円
合計		万円

生計維持者が1人、又は独立生計の場合で、
入力が必要な欄はグレーアウトされています。



「資産」の定義は「入力時の注意事項」から確認してください。

J - 通学形態の確認

★**以下の場合は入力できません。**「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

通信教育課程の場合も入力できないため、「次へ」を押してください。なお、通学形態変更を希望する場合は、学校に申し出てください。

- ・ 給付奨学金の支給が**休停止中**の場合
- ・ 設問「D - 在籍状況の確認」（2 / 7 画面）で、「在籍しています（休学しています）」を選択した場合
- ・ 設問「D - 在籍状況の確認」（2 / 7 画面）で、「在籍していません」を選択した場合

- ・ 「自宅通学」とは、奨学生が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
- ・ 「自宅外通学」とは、奨学生が**生計維持者のもとを離れて**（生計維持者の単身赴任等は含まない。）**家賃を支払って**生活していることをいい**次のいずれかに該当**することが必要です。

自宅外通学の要件

- ① 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下（目安）
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合

- ・ 社会的養護を必要とする人や独立生計維持者は、自身の家賃を支払いながら通学している場合、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を申請することができます。

登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。

通学形態が「自宅通学」と登録されている場合

「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

既に自宅外証明書類を提出しているが、「自宅通学」と表示されている場合も「次へ」を押してください。



在籍報告では、「自宅外通学」への変更はできません。（6ページ目参照）

自宅外月額の支給を希望する場合は、あなたが生計維持者のもとを離れ、家賃を支払って生活していることを**証明する書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を学校へ提出してください。**

※既に提出済の場合、再提出は不要です。

不備なく書類を提出し、審査終了した後、通学形態が「自宅外通学」へ変更され、自宅外月額の支給を受けることができます。

通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合

以下の選択肢が表示されます。

- ☐ 通学形態は変更ありません
- ☐ 通学形態を変更しました（自宅外通学から自宅通学）

自宅外住所からの退去年月日 西暦 年 月 日

- ☐ 自宅外通学から自宅通学へ登録を変更（訂正）します

（例）・生計維持者と一緒に住んでいる
・家賃を支払っていない
・自宅外通学の要件①～⑤に該当していない（しなくなった） など

自宅通学への変更年月日 西暦 年 月 日

自宅通学に通学形態を変更した場合は、退去年月日・自宅通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。
※誤入力がないよう、6 / 7 画面の「自宅通学」の定義を再度確認して入力してください。

給付始期から自宅通学に変更（訂正）する場合は、「給付始期年月」の1日を入力してください。

（例）給付始期年月が2024年4月の場合「2024年4月1日」と入力。

K - あなたの通学状況

1. 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所が表示されますので、確認してください。
キャンパスの住所に変更はありますか。
変更がある場合は「はい」を選択して、表示される「キャンパスの住所（変更後）」欄に変更後の住所を入力してください。
☐ はい ☐ いいえ
2. 「H - 家族情報」画面（4 / 7 画面）で確認・入力した生計維持者の現住所が表示されますので、確認してください。
（生計維持者の現住所が誤っている場合は、「H - 家族情報」画面に戻って変更してください。）

全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで、報告してください。
提出(入力)期間内であれば、提出後もスカラPSから訂正し報告することができます。

入力時の留意点

- ◆ 入力中、1つの画面で**30分以上経過した場合はタイムアウト**となり、最初から入力しなくてはなりません。
- ◆ 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面「**在籍報告（兼通学形態変更届）情報一覧**」が表示されます。
入力内容に誤りがなく等必ず確認し、画面を印刷し、入力内容を送信してください。
- ◆ 入力時の情報は、在籍する学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。
（個人が特定されることはありません。）

在籍報告提出完了時の受付番号

在籍報告を送信後に受付番号が表示されます。提出完了した証明になりますので、必ず下記メモ欄に受付番号を記載してください。

！！必ず記入してください！！

あなたの受付番号は (21桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

書類の提出について（該当者のみ）

在籍報告の提出（入力）期間に関わらず、書類の提出が必要になる場合があります。

在留資格について（「E－あなたの国籍情報」で「はい」を選んだ方）

- 国籍を「日本国以外」に変更、在留資格を変更、在留期間を更新（延長）した場合は、在留資格に関する証明書類（「在留カード」のコピー等）を「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」とともに速やかに学校へ提出してください。なお「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」は、学校から受け取ってください。

※適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか本機構で確認できるまでは、給付奨学金の振込みが止まります。

- 必要な証明書類の詳細は、下記の関連ページ「[在籍報告](#)」を確認してください。

自宅外通学について（「自宅外通学」への通学形態変更を希望される方）

- 在籍報告では自宅通学から自宅外通学への変更はできません。
- 自宅外月額の支給を希望する場合は、自宅外通学における証明書類（賃貸借契約書、入寮許可証等のコピー）を、「通学形態変更届（自宅外通学）」とともに自宅外通学開始後、速やかに学校へ提出してください。不備なく書類を提出し、審査終了した後、通学形態が「自宅外通学」へ変更され、自宅外月額の支給を受けることができます。なお「通学形態変更届（自宅外通学）」は、学校から受け取ってください。
- 自宅外通学に変更となる届出を入居月から3か月経過して行う場合は、自宅外通学における証明書類が、学校から自宅外通学事務処理センターへ届け出られた月から自宅外月額の支給となります（入居月に遡りません）のでご注意ください。
- 自宅外要件や提出に必要な証明書類の詳細は、下記の関連ページ「[在籍報告](#)」を確認してください。

マイナンバーについて（生計維持者を追加・変更された方）

- 生計維持者を追加・変更し新たな生計維持者を設定（入力）した場合は、その人のマイナンバーの提出が必要です。また、給付奨学金申込み時に、事情によりあなた又は生計維持者のマイナンバーが未提出の場合も提出をお願いします。
- 「在籍報告」提出後に、あなた宛にマイナンバーを提出するための書類（マイナンバー提出書）を送付しますので、速やかに本機構に提出してください。（事情によりマイナンバーの提出ができない場合は、後日、学校を通じて収入に関する証明書類等の提出が必要になります。）
- 本機構は、あなた及び生計維持者のマイナンバーを利用して家計状況を確認し、毎年、支援区分の確認（見直し）を行います。提出が遅れると支援区分が確認できず、10月から振込みが止まる可能性があります。

関連ページ

🔗 スカラPSトップページ

在籍報告の提出（入力）はこちらから行ってください。

※未登録の場合は新規登録をしてください。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



🔗 在籍報告

※提出（入力）前に入力時の注意点等を確認し、在籍報告を提出（入力）してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/zais ekihoukoku.html>

🔗 機構公式X（旧Twitter）アカウント

「JASSO総合チャンネル（@JASSO_general）」

※提出（入力）開始日をお知らせします。是非フォローしてください。

https://twitter.com/JASSO_general/

